

有料老人ホームの設置に関する手続きについて

高齢福祉課まで、事前に電話で担当者と日時調整の上、お越してください。

愛知県福祉局高齢福祉課 施設グループ（愛知県西庁舎 2階）

電話番号：052-954-6287

メールアドレス：korei-shisetsu@pref.aichi.lg.jp

○有料老人ホームの設置までの流れ

（工事着手の2か月前まで）

事業計画及び 図面の確認	・設置地、着工時期、開所時期、定員数、設置者等の確認 ・有料老人ホーム図面チェックリストによる設備適合確認 （居室面積、廊下幅、食堂、健康管理室、便所、浴室、介護職員室、洗濯室、汚物処理室、事務室、スプリンクラー等）
-------------------------	--



工事着手

（開所の2か月前まで）

設置届の 提出・受理	・有料老人ホーム設置届提出時チェックリストによる県指針への適合確認 （登記簿、図面、建築確認済証、決算書、利用料金一覧、事業開始資金計画書、収支計画書、入居契約書、重要事項説明書、管理規程、土地建物賃貸借契約書、災害時緊急連絡先、社会保険・労働保険確認票等）
-----------------------	--



（開所後1週間以内）

開所報告等	・開所報告書及び土地・建物の全部事項証明書の提出
--------------	--------------------------

○市街化調整区域に設置する場合で、都市計画法第29条第1項の規定により開発行為の許可等が必要な場合は、開発許可申請のおおむね2ヶ月前までに図面相談を行い、事業計画提出時チェックリストを満たした書類の提出が必要となります。

※市街化調整区域へ有料老人ホーム該当サービス付き高齢者向け住宅を設置する場合には、住宅計画課だけでなく、高齢福祉課へも事前相談が必要です。

○介護付有料老人ホームを設置する場合は、介護保険法による特定施設入居者生活介護の指定が必要となるため、その前段階として事前に介護保険事業（支援）計画に基づく整備の承認が必要となります。手続きの詳細は、施設所在地を管轄する福祉相談センター又は市町村にお問い合わせください。

※老人福祉法第29条第1項の規定により、老人を入居させ、①食事の提供、②介護の提供、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理のいずれかのサービスを提供している場合に届出が必要となります。（名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市に設置する場合は各市にお問い合わせください。）